

新型コロナウイルス感染症対策特別委員会要点記録

○開会日時 令和2年8月5日(水) 午前10時

○場 所 伊東市役所第2委員会室

○出席委員 7名

1番	佐藤周君	2番	鳥居康子君
3番	杉本一彦君	4番	井戸清司君
5番	佐藤龍彦君	6番	鈴木絢子君
7番	浅田良弘君		

○出席議員 10名

議長	佐山正君	副議長	中島弘道君
議員	仲田佳正君	議員	石島茂雄君
〃	大川勝弘君	〃	重岡秀子君
〃	四宮和彦君	〃	杉本憲也君
〃	篠原峰子君	〃	青木敬博君

○出席議会事務局職員 5名

局長	富士一成	局長補佐	森田洋一
係長	鈴木綾子	主事	山田拓己
主事	福王雅士		

○会議に付した事件

- 1 新型コロナウイルス感染症に対する議会の対応について
- 2 その他
 - (1) 次回開催日程について
 - (2) その他

○会議の経過概要

○委員長(井戸清司君)開会する。

○委員長(井戸清司君)日程第1、新型コロナウイルス感染症に対する議会の対応についてを議題とする。

本日の委員会については、あらかじめお示ししたマニュアル(案)について、項目の1から順に協議を進めていきたいと思う。

前回頂いた全般的な意見等についても、改めて該当する項目において発言していただき、協議をしたいと思うので、よろしくお願いします。

それでは、順次、協議を進める。

まず、項目1、「趣旨」について、質疑、意見等をお願いします。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（井戸清司君）質疑、意見なしと認める。

続いて、項目2、「感染予防対策」について、質疑、意見をお願いします。発言を許す。

○7番（浅田良弘君）この、「感染予防対策」は11項目にわたっているが、1点目として、(5)「平常時における健康状態の把握」ということで、「登庁する際には、検温をした上で、発熱などの風邪症状がないことを確認すること」とあるが、これは各自でやってくるのか、それとも事務局に検温器を置いてその場で検温を行うのか、そこら辺をどのような対応をするのかというのを説明していただきたい。

○事務局長（富士一成君）議員ご指摘のとおり、これに関してはいろいろなやり方があり、各自で管理するやり方もあると思うが、懸念する点としては、各自で行っていてもそれは申告制でしかないということである。今、体温計も非接触型のものがあるので、それを購入して事務局の窓口での対応を考えている。

これについては、マニュアルに関係なくそのような措置をとっていこうと考えている。

○7番（浅田良弘君）自分たちで、自宅で測ってくると思うが、実際に来る過程の中で、急に熱が出るということがあった場合の対応としては、やはり事務局で検温をして、できれば検温表をつけておくとその人の状態が分かると思うので、必要なことだと思っている。それと、(9)のグレーの網掛け部分に書かれている文言——「経済活動の再開と反する可能性あり。要検討」と書いてある部分の意味について説明願いたい。

○委員長（井戸清司君）これについて、「不要不急の外出を自粛すること」というのは、緊急事態宣言が発出されていた段階での政府側の判断基準であったので、今は緊急事態宣言が解除されている状況であるので、ウィズ・コロナで経済活動も再開していかなければならない中において、この「不要不急」という言葉が適当であるかどうかを皆さんに協議していただきたいところであるが、先だって前回の委員会時に、鈴木委員から意見が出され、この部分については「感染が拡大している地域への移動等を自粛する」という文言に訂正したい。

○7番（浅田良弘君）ここは文言が変わるということで理解した。

○5番（佐藤龍彦君）(9)について、文言が変わるということだが、「不要不急」という言葉は残すのか。前回、鈴木委員からも言われたように、まちへ行き、聞き取りなどをすることが不要不急に当たるのかどうかなど、そこら辺の言葉の意味合いがはっきりしたほうが良いのではな

いかと思うが。

- 委員長**（井戸清司君）「不要不急」という言葉は残さないつもりである。
- 5番**（佐藤龍彦君）(8)の傍聴の件についてであるが、募らなくても、傍聴が出来るのかどうか聞かれたときに傍聴はできなくはないという答え方でいいのかどうか。6月定例会の最終日に、私の妻が傍聴に来てしまったが、彼女には来ていいという事は言っておらず、ただ、傍聴できないことはないという話をした中で、本人の判断で来たということがあるが、そういう事を普通の市民に対しての対応——自分の判断で来ました、来ませんでしたとなる場合、そこは相手方の判断に任せてしまうのか、それとも、完全に「来ないでいただきたい」と言ったほうがいいのか。この文章の中だけだと、どう対応していいのか分かりづらいので、そこら辺はどのように考えているのか。
- 事務局長**（富士一成君）これはあくまでも、議員側の対応マニュアルであるので、議員さんのほうで聞かれた場合は、極力募らないような形——一般質問を行うから来てほしいなどと呼びかけることは止めてほしいという趣旨である。あくまでも会議公開の原則があるので規制はできない。ただ、議員さんが聞かれた場合には、こういう状況なのでということで、理解を求める努力はしていただきたいという思いはある。
- 5番**（佐藤龍彦君）そうすると、こちら側はそういう対応をして、後は市民のほうの判断に委ねてしまうということでのいいのか。
- 委員長**（井戸清司君）基本的に、会議公開の原則があるので傍聴者を締め出したりとか、傍聴を禁止することはできない。例えば、自分の支援者の方から、何月何日に一般質問があるから傍聴に行ってもいいかと聞かれた場合には、今はコロナでこういう時期なので、できれば遠慮していただきたいというような声かけをしていただきたい。マニュアルであるので、議員各自の努力規定であると思ってもらっても構わないし、それでもどうしても傍聴したいという方がいる場合には、会議公開の原則を破ることはできないので、来てしまっても仕方がないという点はある。あくまでも努力規定であると理解していただいて構わない。
- 2番**（鳥居康子君）(9)であるが、先ほどの委員長の回答で、「感染拡大地域への外出は自粛する」ということに修正するとのことであるが、感染拡大地域というのが、なかなか、大都市もあり違う都市もあり、感染拡大の地域としたほうがいいのか……。会派でも、ここをどういった表現にしたほうがいいのか話し合ったが、先ほどの表現でも構わないが、「国、県の情報を基本に、慎重な行動を取る」というような表現にしようかということを持ってきたが、「感染拡大の地域へ」という表現でもいいかと思うし、時期で、拡大の具合など、想像できない状況も考えられるので、「国、県の情報を基本に、慎重な行動を取る」とか「自粛する」という表現があってもいいのかなと思う。これは意見としてである。

○委員長（井戸清司君）ほかに意見はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（井戸清司君）意見なしと認める。それでは、項目2、「感染予防対策」については、皆さんからいただいた意見を基に修正したいと思う。

続いて、項目3「感染が疑われる症状がある場合」について、質疑、意見等をお願いする。
発言を許す。

○7番（浅田良弘君）(1)のグレーの網かけ部分についてであるが、「症状が改善されてから〇日間」とされているが、まず「発熱等の風邪の症状が見られる場合」ということで、これは非常にデリケートな話になるのかなど。これを個々で判断していくのか、それとも一度、医療機関等にかかった後の話にするのか、そこら辺を決めておいたほうが後々迷わなくて済むと思う。また、この日数についても、インフルエンザは別であるが、ただの発熱等の風邪の症状であった場合どういう対応をするのか。要するに、個々でも判断が迷うところであると思う。

○委員長（井戸清司君）暫時休憩する。

午前10時13分休憩

午前10時22分再開

○委員長（井戸清司君）再開する。

浅田委員の意見に対しては、この網掛けの部分を含めて、発熱や風邪の症状があった場合には登庁をしない、というような文言に換えていく予定であるので、ご了承願う。

ほかに意見はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（井戸清司君）意見なしと認める。

次に、項目4「濃厚接触者の疑いがある場合」について、質疑、意見等をお願いする。
発言を許す。

○3番（杉本一彦君）これまでは発熱の症状があつたり、いろいろとそういう症状への対応ということでやってきたが、この項目については、濃厚接触者の疑いがあるという時点でここまで締めつけがある。現に、保健所がやっていることで、疑いがあるがそこでマスクをしていればそれは濃厚接触者として判断されないというケースもあつたり、あとはその情報量——COCOAに登録している人がいたり、いなかったりとかでかなり差が出てしまう。これからウィズ・コロナの社会が始まる中で、濃厚接触者の疑いがあるというだけの時点で、自宅待機のような形になってしまうと、例えば1人の議員に疑いがあるということになってしまうと、議会が開会していれば、議員は皆が疑いがあるになってしまうと。それを考えると、あまりここを

締めつけてしまうと、逆に議会運営に支障を来すときがあるのではないかと。疑いがある人はこれからますます増えていくわけであるので、その辺りはいかがか。

あとは、それを誰が決めるかという問題もある。今回、コロナにかかった人が来ていたお店に、自分も出入りしているが、その時に一緒にいたかはわからないなどの話になると、それでも疑いがあるという状況になってしまうので、ここはもう少し明確に。

○委員長（井戸清司君） 暫時休憩する。

午前 10 時 25 分休憩

午前 10 時 50 分再開

○委員長（井戸清司君） 再開する。

杉本委員の意見に関しては、あくまでも議会を維持するための行動マニュアルであるので、個人の判断に委ねる部分が大きくなる。ただ、最終的な判断は(1)で示してあるように、保健所の相談窓口へ連絡をし、その指示に従っていただくということで、あくまでも個人の行動指針をしっかりとさせていただくためのものということでご理解願いたい。

ほかに意見はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（井戸清司君） 意見なしと認める。

続いて、項目 5 「濃厚接触者と特定された場合」について、質疑、意見等をお願いします。

発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（井戸清司君） 意見なしと認める。

続いて、項目 6 「感染が確定した場合」について、質疑、意見等をお願いします。

発言を許す。

○7番（浅田良弘君）(4)であるが、「必要な感染症対策を講じること。」とはどのようなことか。

○事務局長（富士一成君）例えば、議員が控室などを使用していた場合、保健所の指示に従って消毒等の対応をすることになる。

○7番（浅田良弘君）それは保健所が指示をしてくれるのか。

○事務局長（富士一成君）今のところ例がないので分からないが、現段階では指示があるはずだと思っている。そこについては健康推進課にも確認するが、例えば、感染者が出たお店なんかでも、消毒の指示などが出ているので、指示があると判断して盛り込ませていただいた。

○7番（浅田良弘君）よく報道などを見ると、現場の人たちよりも保健所の人たちが消毒をしているような状況を見る。実際に、事務局が消毒をしていいものなのか、そこら辺を疑問に思う。

- 事務局長（富士一成君）あくまでも保健所の指示に従いというところなので、保健所がやるよ
とえばやってもらい、やってくれと言われればやるということで、あくまでも保健所の判
断の上でのことである。
- 7番（浅田良弘君）わかった。それと、感染が確定した場合であるが、一番注意しなければな
らないのがやはり個人情報であると思う。(3)に「事務局は、全議員に対し、状況の逐次報告を
すること」と書いてあるが、どの議員が感染したなど特定の個人情報を全議員に流すべきなの
かどうか。例えば、議員含めてその家族もそうであるし、濃厚接触者も含めて難しいところ
ではないかと思う。各会派の代表と正副議長ぐらいでいいのではないか。
- 委員長（井戸清司君）確かに個人情報ではあるが、議会としての対応をしっかりとしていかな
ければならない部分と、その情報に関しては、項目8の(3)に「感染者等に係る情報発信をしな
いこと」と書いてあるし、その部分で——そこはあくまでも自己判断と言われればそうであ
るが、そこら辺は議員という立場上、しっかりとした判断をしていただかないと困る。例えば、
本会議が始まり誰かが来ていないということになればおかしな話になってしまうこともある。
- 7番（浅田良弘君）うわさというのは段々と大きくなる。そこら辺は一個人の問題だけではな
く、家族や周りの人にも関わるような話になってしまうので、議員としての倫理観というもの
も必要でないか。それで最終的に項目8の(3)につながっていくのかなと思う。
- 事務局長（富士一成君）議員も特別職の地方公務員ということで、守秘義務があるので、情報
を発信したものは一つの情報として守秘義務が発生すると思っている。SNSなどでの誹謗中
傷等については項目8の(3)で網羅したところである。情報については、全議員が共有したほう
がいいと思っている。
- 副議長（中島弘道君）(1)だが、「自己またはその家族が感染症に感染したことが確定した場合
は」としているが、家族がなった場合は、議員本人は濃厚接触者ということになると思う。そ
の場合は、項目5の「濃厚接触者と特定された場合」の基準に準じるなど、ちょっと別にする
必要があるかと思う。自己とその家族を一緒にしているのがどうなのかと思う。
- 委員長（井戸清司君）暫時休憩する。

午前11時 休憩

午前11時 1分再開

- 委員長（井戸清司君）再開する。

副議長の意見に関して、その家族が感染症に感染した場合だと、自己は濃厚接触者となるの
で、その部分に関しては、文言を訂正させていただきたいと思う。

- 7番（浅田良弘君）項目3の(1)のような、症状が改善されてからの期間については、この項目

6の(5)として入れておく必要があると思うが、その辺はどうか。

○事務局長（富士一成君）まだ、感染例がないので難しいところであると感じるが、いずれにしても、保健所の指示に従って入院し、何回かPCR検査を行い、2回陰性が確認された段階で退院になるので、それでいいのではないかと考えている。

○委員長（井戸清司君）ほかに意見はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（井戸清司君）意見なしと認める。

暫時休憩する。

午前11時 3分休憩

午前11時 3分再開

○委員長（井戸清司君）再開する。

10分間ほど休憩する。

午前11時 3分休憩

午前11時13分再開

○委員長（井戸清司君）再開する。

次に、項目7「会議等の開催について」質疑、意見等を伺う。発言を許す。

○7番（浅田良弘君）(2)の正副議長が感染した場合、議会運営委員長及び各会派の代表と事務局で対応を協議するということであるが、この会議に臨む前にいくつかの議会のコロナ対策を見てきたが、あらかじめ、ある程度の順序、次は誰がやるとか、この人がいなくなったら誰がやる等、その辺りのところまで、ここには記さなくてもいいと思うが、そういったことを決めておいたほうがいいと思う。意見である。

○事務局長（富士一成君）これは、あくまでも正副議長が感染してしまった場合は、議会が機能停止になるので、その対応についてを議運の委員長と代表者会議で、今後どのような再開に向けて応急していくかの会議のためであるので、議会を進めるためのものではない。この段階で一旦は機能が止まってしまうので、その辺りの対応を考える会議だと考えていただきたい。

○委員長（井戸清司君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（井戸清司君）質疑なしと認める。

次に、項目8「情報の収集、共有及び提供」についてを議題とする。質疑、意見等を伺う。発言を許す。

- 7番（浅田良弘君）グレーの網かけの部分であるが、この文言が必要であるか疑問に思う。というのはやはり、議員個々の倫理観や道徳観をもってすれば、逆に、こういう言葉は必要ないかと感じる。情報の錯綜、誹謗中傷等、個人のことをSNS等で情報発信をするということは議員としての品格というか、資質の問題であって、そういうことをやる議員はいないと私は考える。なので、網かけの部分はあえてここでつけ加えることはないと思う。
- 事務局長（富士一成君）下線の部分、あるいは網かけの部分というのは、段階で書いてあるが、まさにここで協議をお願いしたいものである。懲罰等には該当しない事項であるので、どの程度、違反というか、反した議員に対しての罰というか、注意を促しているかというところで、議長の注意で終わらせるのか、あるいは、代表者会議で、代表者からも注意されるのか、段階を経ての文言としているところであるので、皆様のご協議の中で削れると判断されれば、下線以降については、ここでの協議をお願いしたいところである。
- 委員長（井戸清司君）ただいま、浅田議員から網かけの部分に対し、必要はないのではないかという意見があった。皆様の意見を伺う。
- 2番（鳥居康子君）注意するのみでいいというか、浅田議員の考えに賛成をしたいと思う。代表者会議を開くということは大変な状況というか、議員の誹謗中傷、SNSでの発信の行き過ぎた部分ということになる想定だと思うので、それはないということをして、必要ないと思う。
- 3番（杉本一彦君）どちらでもよいが、嚴重注意するということにとどめても、それがあまりひどい投稿だったりした場合には、議長判断でそういうことを開くわけであるので、あえてこのマニュアルの中に組み込まなくても、行き過ぎれば出来ることだと思うので、ここでうたわなくてもよいと思う。
- 議長（佐山 正君）ものには限度があるので、とんでもないことであるならば皆様を招集してやればよいと思う。そういうことがないように、人間性と性善説を信じていきたいと思う。
- 委員長（井戸清司君）ただいま、3人の委員と議長から発言があったとおり、この網かけ部分に関しては削除したいと思うが、いかがか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（井戸清司君）ご異議なしと認め、さよう決定した。
ほかに質疑はないか。
- 2番（鳥居康子君）(1)のところである。情報の収集のときの事務局に問い合わせることを基本とするということであるが、それでよいと思うが、今まで本市であったときの状況だと、危機対策課、そういう担当部署に直接問い合わせるというケースが結構あったのかということを確認したい。

○委員長（井戸清司君）災害に関しての部分で言うと、各議員から直接、災害対策本部に連絡が入っている状況は頻繁にある。自分が議長有的时候に、3回ほど役所に泊まっているが、その間にも議員から直接連絡が入ることがある。そうすると、一番困ることは、災害対策本部は、議員から言われたところは、ある程度優先しなければいけないと捉えてしまう部分があるが、実際、災害対策本部としては、その状況に応じて優先順位をつけて対応していかなければならないので、色々な部分で直接連絡が入るということは、非常に混乱を招く状況であって、それを目の当たりにしてきたので、この部分に関しては、情報の錯綜であるとか、そういった部分も含めて個人の情報であるとか、そういった部分も絡んでくるので、必ず事務局を通して行っていただきたいと思う。

ほかに、質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（井戸清司君）質疑なしと認める。

次に、項目9「その他」についてを議題とする。質疑、意見等を伺う。発言を許す。

○3番（杉本一彦君）このマニュアルは必要に応じて見直すというところであるが、これが全てであると思うが、コロナ問題も時間の流れの中で変化していくので、あまり神経質になりすぎたままだと困ることもあるので、必要なことだと思う。確認であるが、マニュアルを必要に応じて見直したいと委員が考えたとき、あるいは議員が考えたときには、その議論の窓口は、代表者会議、例えば委員長に直接言うであるとか、コロナ対策特別委員会になるのか、入り口はどのようなのか。

○委員長（井戸清司君）基本的には、今回の特別委員会でマニュアルをもんでいるというのは、議長から諮問を受けて行っているので、基本的に窓口は、代表者会議になると思う。特別委員会は代表者会議等でもんだものを、議長から諮問を受けて、もう一度見直してくれというような指示があると思うので、基本的には代表者会議のほうで各代表者または議長、副議長のほうからご意見があれば、その時点で見直していくという形になると思う。

ほかに質疑はないか。

○7番（浅田良弘君）会議に臨む前、他の市議会のマニュアルを見たが、今、国・県でも出している発生段階の区分、国ではレベル1からレベル5まで、県ではレベル6までであるが、そういったレベルに対応する行動フローというものが必要になってくるのかと思う。その辺りについて、いかがか。

○委員長（井戸清司君）県・国が出しているレベルに対する部分というものは、議会側の行動マニュアルではなく、市の当局であるとか、要は、災害対策本部であるとかが従事すべき行動であって、我々議員としての行動マニュアルに関しては、あまり影響がないかと思う。

ほかに、質疑はないか。

○**2番**（鳥居康子君）ウェブなどの非接触型ツールの活用ということであるが、メールやウェブの会議をこれから検討すると書いてあるが、今日この後、試験的に行うということ、これはあくまでも、コロナの場合のツール手段ということと考えていく、それとも、集まってもらよりもウェブ会議のほうが早いかは分からないが、そういうことも考えているのか。情報の通信は議会としても必要だと思うが、その辺りの考え方を伺う。

○**委員長**（井戸清司君）今回、コロナの関係で、この特別委員会で、このマニュアルに対して、ウェブ会議等という形は、議会のほうからも提言書の中でも出させていただいているので、その辺りはしっかりと特別委員会の中で推進していこうということで、メールやウェブ会議等という形のもをその他の中で載せさせていただいた。また、この後、試験的に、会議ではないが、皆さんの通信状態を確認するためにズームを使ってやっていこうということになっている。ただ、これから本会議は別として、委員会等をウェブ会議として正式に開催するに当たって、基本的に総務省のほうは問題がないとしているが、会議規則等の改正が必要になる。なので、正式な会議としては会議規則等を改正しない限りは成り立たないので、最終的には、どの時点で判断するか分からないが、会議規則等の改正を含めた中でウェブ会議を推進していこうという話になれば、議会のほうもそれに対応して会議規則等の改正をしていかなければならないかと思う。

ほかに、質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（井戸清司君）これをもって議会の対応マニュアルについての協議が終了した。マニュアルについては、ただいま皆様からいただいたご意見、ご決定いただいた内容を基に正副委員長において取りまとめ、作成した上で委員の皆様へ配付いたしたいと思う。また、体裁や趣旨に反しない程度の整文については、正副委員長に一任していただくこととして、ご了承のほどよろしく願う。なお、本対応マニュアルの今後の取り扱いについてであるが、本委員会の決定事項として議長に報告の上、代表者会議等での確認を得ることとし、最終的には、全議員のお手元に配付できるよう、進めていこうと考えているので、ご承知おき願う。

以上で、日程第1、新型コロナウイルス感染症に対する議会の対応についてを終了する。

○**委員長**（井戸清司君）日程第2、その他を議題とする。

まず、(1) 次回開催日程についてである。日程調整のため暫時、休憩する。

午前11時29分休憩

午前11時30分再開

○委員長（井戸清司君）再開する。

次回開催日程については、9月定例会終了後に、改めて日程調整を図り、開催することとしたと思うが、これにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（井戸清司君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

○委員長（井戸清司君）次に、(2) その他について、委員から何かあれば質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（井戸清司君）質疑、意見なしと認める。これをもって、質疑、意見を終了する。
以上で日程第2、その他を終了する。

○委員長（井戸清司君）以上で日程全部を終了した。

委員会中間報告書の案文については、正副委員長にご一任願う。

○委員長（井戸清司君）これにて閉会する。

○閉会日時 令和2年8月5日（水）午前11時31分（会議時間46分）

以上の記録を認める。

令和2年8月5日

委員長 井戸清司